

## 申 18号 不当労働行為の是正を求める 緊急申し入れ 団体交渉開催！

過日、会津若松運輸区にて管理者から飲み会の場において組合の脱退懇誘が行われたことに対して、2月17日に不当労働行為の是正を求めるべく団体交渉を開催しました。

申し入れした内容は

- 1、会津若松運輸区で発生した、管理者による組合脱退誘導についての、支社としての見解を明らかにすること。
- 2、管理者による組合加入者への、利益誘導で組合脱退を仄めかす行為は、職場の内外を含めて行わないこと。また、その旨を管理者へ指導徹底すること。
- 3、指導操縦者や車掌見習いの教導指定を理由に組合脱退を仄めかす行為を行わないこと。
- 4、社員から不当労働行為についての相談があった際には、速やかに事実確認を行い、再発防止を徹底すること。
- 5、不当労働行為について、管理者への勉強会等で指導徹底すること。
- 6、社員から法令違反に関わる相談があった際には、質問に対して不誠実な対応はしないこと。

の6項目です。

会社は団体交渉の中で

- 不当労働行為に該当するような言動はなかった。
- 勤労課主催の学習会を開催し不当労働行為など制度も含め様々学習している。 勤労課長が直接職場に訪問した際にも現場長をはじめ近い方々に話をしている。
- 利益誘導ととられかねないような発言に気を付けるようにこれまでも会社としては指導している
- 最終的に判断をするのはあくまでも個人の話。
- 教導をやるのは組合に所属してようがしてまいが関係ない。
- 新入社員研修の中でうわさされる労働組合に関しては、個人の感じ方の問題であって労働組合の加入を止めているということはない。
- 第三者の方がきて話すのではなく、悩みを持った本人が来て管理者なりと相談をするべき。
- 不当労働行為に該当しそうな話が合ったときには管理者のほうから話は聞きにいかない。気をつけなさいよ。こちらから接触はしなくていいよ。と話している。

と主張をし、全体を通して**対立**となりました。

この間、当該の組合員とは継続をして議論を行い不当労働行為の内容を確認し、当該の職場では労働相談センターや労働委員会に相談をしながらたたかいを創り出してきています。

仙台地本青年部は不当労働行為を絶対に許しません！

当該の組合員に寄り添い、議論をしながら、組織破壊攻撃を跳ね返し更なる組織強化拡大を勝ち取っていきます。

職場の中で発生する問題や不安を解決し、

安心して働きやすい職場を創り出すためにもひがし労に結集しよう！！